

(円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の交換公文)
(日本側書簡)

ジャカルタ

閣下

書簡をもって啓上いたします。本便は、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される 1990 年の日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインドネシア共和国政府の代表者との間で最近行われた討議に言及するとともに、同政府の間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1 1053 億 3700 万円の額までの円貨による事業計画借款(以下「借款 I」という)が、この書簡に附属する付表 1 (以下「付表 1」という)に掲げる計画を実現するため、各計画につき付表 1 に定める配分に応じ、海外経済協力基金(以下「基金」という。)により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2(1) 借款 I は、インドネシア共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款 I の条件及び使用に関する手続は、なканずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b) 利率は、年 2.5 パーセントとする。

(c) 支出期間は、付表 1 の 2、5、9 及び 14 に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から 5 年とし、付表 1 の 1、4、8 及び 10 に掲げる計画については、関係借款契約の無効の日から 6 年とし、付表 1 の 3、6、11、12 及び 13 に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から 7 年とし、付表 1 の a に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から 8 年とし、また、付表 1 の 7 に掲げる計画については、関係借款契約の発効の日から 9 年とする。

(2) 上記(1)にいう借款契約の各々は、基金が当該借款契約に係る計画の実行可能性(環境に対する配慮を含む)を確認した後に締結される。

3(1) 借款 I は、インドネシアの実施機関が調達適確国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、付表 1 に掲げる計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で既に締結されたか又は締結されることのある

る契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

- (2) 付表1の15に掲げる計画に対する借款Iの一部は、当該計画に基づく奨学プログラムの参加者が、インドネシア共和国の経済社会開発に必要とされる分野における特別の技術的経験又は知識を習得するために必要な経費に充てることができる。
- (3) 借款Iの一部は、付表1に掲げる計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

- 4 インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府に対し、付表1に掲げる計画の進捗状況についての報告を提出する。

II

- 1 381億2250万円の額までの円貨による借款II(以下「借款II」という。)が、資金還流措置の下で、基金により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。
- 2 借款IIは、インドネシア共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款IIの条件及び使用に関する手続は、なかならず次の原則を含むことになる前期の借款契約によって規制される。
 - (a) 償還期間は、10年の据置期間の後20年とする。
 - (b) 2.5パーセントとする。
 - (c) 支出期間は、借款契約の発効の日から2年とする。
- 3(1) 借款IIは、インドネシア共和国内の輸入者による調達適格国の供給者に対する支払で、同政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げる生産物の購入及び当該生産物の購入に付随する役務の購入のために当該輸入者と当該供給者との間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物及びそれらの国から供給される役務について行われる。
 - (2) 上記(1)にいう表には、両政府の関係当局間の合意によって修正を加えることができる。
- 4(1) インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀

行に開設される見返資金勘定に借款Ⅱの円貨による支出額に等しい額をインドネシア通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられたインドネシア通貨は、基金が供与する円貨による借款に基づいて実施されるインドネシア共和国の開発事業計画の現地通貨の需要に充てるために使用されなければならない。ただし、同政府の関係当局が当該インドネシア通貨をインドネシア共和国の他の開発事業計画に使用することができる旨合意する場合は、この限りでない。

(2) インドネシア共和国政府は、要請に応じ、日本国政府に対し、上記(1)にいう見返資金の使用についての報告を提出する。

1. 381億225万円の額までの円貨によるセクター・プログラム借款(以下「借款Ⅲ」という。)が、この書簡に附属する付表2に掲げるセクターの開発のため、資金還流措置の下で、基金により、日本国の関係法令に従って、インドネシア共和国政府に供与されることになる。

2. 借款Ⅲは、インドネシア共和国政府と基金との間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款Ⅲの条件及び使用に関する手続は、なかならず次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規制される。

(a) 償還期間は、10年の据置期間の後20年とする。

(b) 利子率は、年2.5パーセントとする。

(c) 支出期間は、借款契約の発効の日から2年とする。

3 (1) 借款Ⅲは、インドネシア共和国内の輸入者による調達適格国の供給者に対する支払で両政府の関係当局間で相互に合意する表に掲げる生産物の購入及び当該生産物の購入に付随する役務の購入のために当該輸入者と当該供給者との間で既に締結されたか又は締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物及びそれらの国から供給される役務について行われる。

(2) 上記(1)にいう表には、両政府の関係当局間の合意によって修正を加えることができる。

4 (1) インドネシア共和国政府は、インドネシア共和国政府の名義でインドネシア銀行に開設される見返資金特別勘定(以下「特別勘定」という。)に借款の円貨による

支出額に等しい額をインドネシア通貨で振り替えるようにするための措置をとる。1にいう各々のセクターについて、副勘定が特別勘定の中に設置される。

- (2) このようにして振り替えられた見返資金は、インドネシア共和国政府により、付表2にいう配分に従い円貨の額に等しい額までのインドネシア通貨により、当該セクターの各々副勘定に配分される。インドネシア共和国政府は、日本国政府に対し、見返資金の配分の進捗状況を遅滞なく報告する。
- (3) 配分された見返資金は、各々のセクターの現地通貨の需要に充てるために使用される。インドネシア共和国政府は、基金に対し、見返資金の使用についての通知を提出する。
- (4) 付表2にいう配分には、両政府の関係当局間の合意によって修正を加えることができる。

1. I2(1)(c), II2(c)及び III2(c)にいうそれぞれの支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

2. I3(1), II3(1)及び III3(1)にいう調達適格国のそれぞれの範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

3. インドネシア共和国政府は、I3(1), II3(1)及び 3(1)にいう生産物又は役務が基金の調達のためのガイドライン(国際入札の手続が通用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際入札の手続をなかならず定める)に従って調達されることを確保する。

4. 両政府は、借款I, 借款II及び借款 IIIに基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、それぞれの国の関係法令の範囲内で、それぞれの国の海運会社及び海上保険会社の間での公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限も課さない。

5(1) インドネシア共和国政府は、基金について、借款I, 借款II及び借款 III並びにそれらから生ずる利子に対して又はそれらに関連して課される、インドネシアの財政課徴金又は租税を免除する。

(2) インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款Iに基づいて既に行ったか又は行うことのある生産物又は役務の供給から取得する所得に関するインドネシアのすべての財政課徴金又は租税を負担する。

(3) インドネシア共和国政府は、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社が借款Iの対象として取り上げられる計画の実施のために必要な自

己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関するすべてのインドネシアの関税及びそれに関連する公課を負担する。

6. インドネシア共和国政府は、次のことを確保するために必要な措置をとる。
 - (a) 借款Ⅰ、借款Ⅱ及び借款Ⅲが、適正にかつ専らⅠ3(1)、Ⅱ3(1)及びⅢ3(1)のそれぞれにいう生産物又は役務を購入するために使用されること。
 - (b) 借款Ⅰに基づいて建設される施設が、この了解に定められた目的のために適正にかつ効果的に維持され及び使用されること。

7. 同政府は、共同して借款Ⅰ、借款Ⅱ及び借款Ⅲの実施の進捗状況を随時検討し、借款Ⅰ、借款Ⅱ及び借款Ⅲの円滑かつ効果的な使用を確保するために必要な措置をとり、また、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本便は、閣下が前記の了解をインドネシア共和国政府に代わって確認されれば幸いです。

本便は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表します。

付表1

(限 度 額)

1 地方及び都市道路改良事業計画	167 億 7200 万円
2 東都ジャワ、バリ烏フリー・ターミナル緊急 修復整備事業計画	42 億 1900 万円
3 ウジュンバンダン港緊急改修事業計画	66 億 5800 万円
4 ラジオ・テレビ放送網改善事業計画	74 億 7800 万円
5 電話局外設備保守センター建設事業計画	65 億 3700 万円
6 コタパンジャン水力発電所及び 関連送電線建設事業計画(第一期)	125 億円
7 ビリビリ多目的ダム建設事業計画(第一期)	66 億 6200 万円
8 パダン洪水制御事業計画(第一期)	80 億 6300 万円
9 バリ海岸緊急保全事業計画(調査・設計等のための役務)	2 億 7900 万円
10 スラバヤ川河川改修事業計画(第二段階第一期)	42 億 2000 万円
11 アチェ灌漑事業計画	63 億 3300 万円
12 ビラ灌漑事業計画(第一期)	64 億 6000 万円
13 ジャカルタ上水道配水管網整備事業計画	64 億 4600 万円
14 ジャカルタ都市廃棄物管理システム整備事業計画 (調査・設計等のための役務)	2 億 7100 万円
15 高等職業人材開発事週計画	124 億 3900 万円
総 額	1053 億 3700 万円

付表2

セクター	(限度額)
1 農業	
2 水資源	
3 地方電化	
4 運輸・通信	
5 居住環境	
6 社会福祉	
7 教育	
8 保健	
9 森林	
総 額	381 億 2250 万円

(インドネシア側覚書)

ジャカルタ、

閣下、

私は、閣下の今日付けの以下の内容の覚書を受け取ったことを
確認します。

(日本側覚書)

私は、インドネシア共和国政府を代表して、閣下の覚書で表明さ
れた合意を確認いたします。

本便は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かって敬意を表し
ます。

口上書（日本）

日本国大使館は、インドネシア共和国外務省に 19 ____年 ____月 ____日付交換公文（以後、交換公文という。）第 4 部パラグラフ 2 に関連して、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される 1990 年の日本国の借款に関して交換公文の前述のパラグラフの中で言及された調達適確国の範囲を以下の通りに提案します：

1. (1) 交換公文の第一部に記述された借款 I のもとで、交換公文に添付されたりリスト 1 記載の 1、2、3、5、6、7、8、10、11、12、13 および 15（以後、リスト I する）に言及されたプロジェクトに関して、調達適確国は次の通りである：

(a) 経済協力開発機構（OECD）の加盟国全部、そして

(b) 1974 年 6 月 7 日に開発援助委員会の委員 8 カ国が合意した開発途上国における調達を優先して双務的な開発融資をアンタイトローンにすることについての覚書の I.1 (b) に定義されているすべての開発途上国。

(2) 交換公文の第一部に記述された借款 I のリスト 1 に記載の 4、9 および 14 に言及されたプロジェクトに関して、調達適確国は次の通りである：

(a) 1974 年 6 月 7 日に開発援助委員会の委員 8 カ国が合意した

開発途上国における調達を優先して双務的な開発融資をアンタイドローンにすることについての覚書の I.1 (b) に定義されているすべての開発途上国。

(b) 日本

(3) 上記の小パラグラフ(1)にもかかわらず、リスト1に記載の1、2、3、5、6、7、8、10、11、12並びに13に言及されたプロジェクトのコンサルティング・サービスのための調達適確国は、上記小パラグラフ(2)に記載されたものと同じである。

2. 交換公文第二部に記述された借款 II と交換公文第三部に記載された借款 III に関連して、調達適確国は次の通りである:

(a) 経済協力開発機構(OECD)の加盟国全部、そして

(b) 1974年6月7日に開発援助委員会の委員8カ国が合意した開発途上国における調達を優先して双務的な開発融資をアンタイドローンにすることについての覚書の I.1 (b) に定義されているインドネシア共和国を除くすべての開発途上国。

日本大使館は、申し進めるに際し、ここにインドネシア共和国外務省に対して敬意を表します。

東京、_____19_____

口上書（インドネシア）

インドネシア共和国外務省は日本国大使館にご挨拶を申し上げ、（ 19 _____ 日付）口上書番号 _____ の受領を確認します。

当外務省はさらに、インドネシア共和国政府は前述の口上書で述べられた提案に賛成であると日本大使館に通知する光栄を有します。

インドネシア外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに日本大使館に対する敬意を表します。

ジャカルタ、 _____（ 19 _____ ）

口上書（インドネシア）

インドネシア共和国外務省は日本国大使館へご挨拶を申し上げ、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される 1990 年の日本国の借款に関する_____日付の交換公文第二部パラグラフ 4 の小パラグラフ（1）に言及する光栄を有します。

当外務省はまた交換公文の第二部に記載された借款Ⅱの円支出金の額と等価のインドネシア通貨は相当基金の口座に入金され、次の資金的必要を満たすために徹底的かつ完全に利用されることを提案する光栄を有します。

- a. 日本政府によって融資された、あるいは融資されることのある開発計画の現地費用の必要。
- b. 日本政府によって融資された開発計画の修理、維持および管理に対する支出。
- c. 添付リストの中で指定されたセクターの他の開発計画の現地費用の必要。

インドネシア外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに日本国大使館へ敬意を表します。

ジャカルタ、_____（19__）

リスト

1. 農業と灌漑
2. 工業
3. 鉱山とエネルギー産業
4. コミュニケーションと観光
5. 商業と協同組合
6. マンパワーと移住
7. 地方・市街地開発
8. 教育と文化
9. 健康、社会福祉、女性の役割および家族計画
10. 公営住宅
11. 科学技術と研究
12. 商業開発
13. 天然資源と環境

口上書（日本）

日本国大使館は、インドネシア共和国外務省にご挨拶を申し上げ、外務省からの 19_____ 付け口上書番号の受け取りを確認する
光栄を有します。

当大使館は、前述の口上書で述べられた提案に日本政府は賛成
であると通知することを名誉と存じます。

日本国大使館は以上を申し進めるに際し、ここにインドネシア共
和国外務省に向かって敬意を表します。

東京、_____、19_____

口上書（インドネシア）

インドネシア共和国外務省は日本国大使館へご挨拶を申し上げ、インドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される 1990 年の日本国の借款の供与に関する_____日付の交換公文第二部パラグラフ 3 の小パラグラフ（1）に言及する光栄を有します。

外務省は、前述の交換公文第二部に記述された借款 II のもとで融資に適当な生産物のリストを提案する光栄を有します。

インドネシア外務省は、以上を申し進めるに際し、ここに日本国大使館に対する敬意を表します。

HS 記号	生産物の説明
第 1 類	動物（生きているものに限る。）
第 2 類	肉及び食用のくず肉
第 3 類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第 4 類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第 5 類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第 6 類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第 7 類	食用の野菜、根及び塊茎
第 8 類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第 9 類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第 10 類	穀物
第 11 類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第 12 類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第 13 類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第 14 類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第 15 類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調整食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第 16 類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調整品
第 17 類	糖類及び砂糖菓子（17.04 を除く）

記号数字	生産物の内容
第 19 類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調整品及びベーカリー製品
第 20 類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調整品
第 21 類	各種の調整食料品
第 23 類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調整飼料
第 25 類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石炭及びセメント
第 26 類	鉱石、スラグ及び灰
第 27 類	鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう（27.16 を除く）
第 28 類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（28.44 を除く）
第 29 類	有機化学品
第 30 類	医療用品
第 31 類	肥料
第 32 類	なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテ、その他のマスチック並びにインキ
第 34 類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調整潤滑剤、人造ろう、調整ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用調製品
第 35 類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第 37 類	写真用又は映画用の材料（37-06 を除く）

HS 記号	生産物の内容
第 38 類	各種の化学工業生産品
第 39 類	プラスチック及びその製品
第 40 類	ゴム及びその製品（(40.16 は除く)
第 41 類	原皮（毛皮を除く。）及び革
第 42 類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（カイコのガットを除く）
第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭
第 45 類	コルク及びその製品
第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第 48 類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第 49 類	印刷した書物、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第 50 類	絹及び絹織物
第 51 類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸ならびにこれらの織物
第 52 類	綿及び綿織物
第 53 類	その他の植物性紡織物繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第 54 類	人造繊維の長繊維及びその織物
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物

HS 生産物の内容

- 第 56 類 ウォッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、
綱及びケーブル並びにこれらの製品
- 第 57 類 じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物
- 第 58 類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリ
ミング及びししゆう布
- 第 59 類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織
物類及び工業用の紡織用繊維製品
- 第 60 類 メリヤス編物及びクロセ編物
- 第 61 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのもの
に限る。）
- 第 62 類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのもの
を除く。）
- 第 63 類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用
繊維の中古の物品及びぼろ
- 第 64 類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの
部分品
- 第 65 類 帽子及びその部分品
- 第 66 類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
- 第 68 類 石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類
する材料の製品
- 第 69 類 陶磁製品
- 第 70 類 ガラス及びその製品
- 第 72 類 鉄鋼
- 第 73 類 鉄鋼製品
- 第 74 類 銅及びその製品
- 第 75 類 ニッケル及びその製品
- 第 76 類 アルミニウム及びその製品
- 第 78 類 鉛及びその製品

HS	生産物の内容
第 79 類	亜鉛及びその製品
第 80 類	すず及びその製品
第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品 (81.05-81.13 を除く)
第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並 びにこれらの部分品
第 83 類	各種の卑金属製品
第 84 類	ボイラー、機械類および機械設備; それらの部品 (84.01 を除く)
第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びに テレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並 びにこれらの部分品及び附属品 (85.19-85.24 と 85.28 を 除く)
第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、 鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式 交通信号用機器 (電気機械式のものを含む。)
第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第 90 類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、 精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第 91 類	時計及びその部分品
第 94 類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッション その他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の 照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーシ ョンサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品 並びにプレハブ建築物
第 96 類	雑品 (96.02.96.02 を除く)

口上書（日本）

日本国大使館は、インドネシア共和国外務省にご挨拶を申し上げ、_____付口上書番号_____の受領を確認する光栄を有します。

当大使館は、前述の口上書の中で述べられた提案に日本国政府が賛成していることをお知らせすることを光栄に思います。

日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここにインドネシア共和国外務省に敬意を表します。

ジャカルタ、_____

口上書（インドネシア）

インドネシア共和国外務省は、日本国大使館に対しご挨拶を申しあげ、
_____日付の交換公文第三部パラグラフ 3、小パラグラフ（1）のインドネシア共和国の経済の安定及び開発努力を促進することを目的として供与される日本の借款に関連して言及する光栄を有します。

当外務省は、前述の交換公文第三部に記載された借款 III に基づいて融資を受ける資格のある商品目録をここに提案する光栄を有します。

インドネシア外務省は以上を申し進めるに際し、ここに日本国大使館への敬意を表します。

ジャカルタ、_____

HS 記号	生産物の説明
第 1 類	動物（生きているものに限る。）
第 4 類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用
第 10 類	穀物
第 12 類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第 23 類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調整飼料
第 25 類	塩、硫黄、土石類、プラスター、石炭及びセメント
第 26 類	鉍石、スラグ及び灰
第 27 類	鉍物性燃料及び鉍物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉍物性ろう（27.16 を除く）
第 28 類	無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物（28.44 を除く）
第 29 類	有機化学品
第 30 類	医療用品
第 31 類	肥料
第 34 類	せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調整潤滑剤、人造ろう、調整ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用調製品
第 35 類	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素
第 37 類	写真用又は映画用の材料（37-06 を除く）

HS 記号	生産物の内容
第 38 類	各種の化学工業生産品
第 39 類	プラスチック及びその製品
第 40 類	ゴム及びその製品（(40.16 は除く)
第 41 類	原皮（毛皮を除く。）及び革
第 42 類	革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（カイクのガットを除く）
第 43 類	毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品
第 44 類	木材及びその製品並びに木炭
第 45 類	コルク及びその製品
第 46 類	わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物
第 47 類	木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙
第 48 類	紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品
第 49 類	印刷した書物、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案
第 50 類	絹及び絹織物
第 51 類	羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸ならびにこれらの織物
第 52 類	綿及び綿織物
第 53 類	その他の植物性紡織物繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物
第 54 類	人造繊維の長繊維及びその織物
第 55 類	人造繊維の短繊維及びその織物
第 56 類	ウオッディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品
第 57 類	じゆうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

HS 記号	生産物の内容
第 58 類	特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布
第 59 類	染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品
第 60 類	メリヤス編物及びクロセ編物
第 61 類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）
第 62 類	衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）
第 63 類	紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ
第 64 類	履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品
第 65 類	帽子及びその部分品
第 66 類	傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品
第 68 類	石、プラスター、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品
第 69 類	陶磁製品
第 70 類	ガラス及びその製品
第 72 類	鉄鋼
第 73 類	鉄鋼製品
第 74 類	銅及びその製品
第 75 類	ニッケル及びその製品
第 76 類	アルミニウム及びその製品
第 78 類	鉛及びその製品
第 79 類	亜鉛及びその製品
第 80 類	すず及びその製品
第 81 類	その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品（81.05-81.13 を除く）

HS 記号	生産物の内容
第 82 類	卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品
第 83 類	各種の卑金属製品
第 84 類	ボイラー、機械類および機械設備; それらの部品 (84.01 を除く)
第 85 類	電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品 (85.19-85.24 と 85.28 を除く)
第 86 類	鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及びその部分品並びに機械式交通信号用機器 (電気機械式のものを含む。)
第 87 類	鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品
第 90 類	光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品
第 91 類	時計及びその部分品
第 94 類	家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具 (他の類に該当するものを除く。) 及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物
第 96 類	雑品 (96.02.96.02 を除く)

口上書（日本）

日本国大使館は、インドネシア共和国外務省にご挨拶を申し上げ、_____日付の貴外務省の口上書番号を受領したことを確認する光栄を有します。

当大使館は、前述の口上書で述べられた提案を日本政府が賛成していることを通知することを光栄に存じます。

日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここにインドネシア共和国外務省に対する敬意を表します。

ジャカルタ_____